石の島ガイド認定制度要領

(制度の目的)

第1条 笠岡市、丸亀市、土庄町及び小豆島町(以下「2市2町)という。)で構成するせとうち 備讃諸島日本遺産推進協議会(以下「協議会」という。)は、日本遺産認定を受けた「知ってる!? 悠久の時が流れる石の島〜海を越え、日本の礎を築いた備讃諸島〜」について、専門知識をもったガイド人材の養成及び認定を行うことで、日本遺産の魅力を丁寧に観光客に伝えるとともに、来訪者に対してより質の高い案内を通じて、日本遺産としての魅力を高めることを目的とする。この要領は石の島ガイドを認定するに当たり、その要件及び具体的な手続について定めるものである。

(対象範囲)

第2条 この要領は、2市2町を対象とする。

(石の島ガイドの認定)

- 第3条 協議会は、有料、無料を問わず「石の島」としての日本遺産のストーリー及び構成文化財のガイドを行う知識と技術を有し、その魅力や取組を来訪者に伝える能力を有する者のうち、次の各号に掲げる基準を全て満たす者を石の島ガイドとして認定する。
 - (1) 協議会が主催する石の島ガイド養成講座(以下「養成講座」という。) を修了している者
 - (2) 養成講座修了後に、構成文化財のガイドを1回以上実施した者 (認定の手続)
- 第4条 石の島ガイドの認定は、協議会会長(以下「会長」という。)が行う。
- 2 石の島ガイドの認定を受けようとする者は、会長に対して、必要書類を添えて石の島ガイド認 定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により認定申請書が提出されたときは、前条の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、認定証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(有効期間、更新及び失効)

- 第5条 石の島ガイドの認定の有効期間は、認定された日(更新された場合は更新された日)から 起算して5年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。
- 2 石の島ガイドの認定の更新を受けようとする者は、有効期間内に、協議会が実施する講習会を 受講しなければならない。
- 3 石の島ガイドの認定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その効力を失う。
 - (1) 認定を受けた者が死亡したとき。
 - (2) ガイドすることができないことが明らかなとき。

(認定の辞退)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、認定を受けた者が認定辞退を希望したときは、いつでも辞退できるものとする。
- 2 石の島ガイドは、認定を辞退しようとするときは、石の島ガイド認定証を協議会に返納しなければならない。

(認定の取消し)

- 第7条 会長は、石の島ガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、石の島ガイドの認定を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他の不正の手段により石の島ガイドの認定を受けたとき。
 - (2) その他石の島ガイドの信用を著しく失墜させたとき。
- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第3号により本人に通知する。
- 3 認定を取り消された石の島ガイドは、速やかに認定証を協議会に返納しなければならない。
- 4 協議会は、第1項の取消しによって生じた損害の一切を負担しない。 (その他)
- 第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。ただし、令和3年度において養成講座を受講した者は、特例措置として令和3年度の認定に限り、石の島ガイドとして認定する。

年 月 日

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会会長 殿

申請者

(住所)

(氏名)

石の島ガイド認定申請書

このことについて、石の島ガイド認定制度要領に記載されている事項の全てを了解した上で、 同要領第4条第2項の規定に基づき、石の島ガイドの認定を申請します。

【添付書類】

- ① 石の島ガイド養成講座を修了したことを証する書類(修了証)
- ② 構成文化財をガイドしたことを証する書類(任意様式)



登録番号 第 Cert.No



石島 太郎 氏 名

Ishizima Taro Name

有効期限 年 月 日まで Exp.Date

発行 せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会

会長 小 林 嘉 文





(認定を取り消したガイド) 殿

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長 印

石の島ガイドの認定取消しについて

このことについて、石の島ガイド認定制度要領第7条第1項の規定に基づき、石の島ガイドの認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

ついては、石の島ガイド認定証を速やかに返納してください。

記

取り消した理由	
備考	